

【青梅複合型ケアサービスセンター 重要事項説明書】

令和6年4月1日現在

- 1 サービス事業所の相談窓口 青梅複合型ケアサービスセンター
電話 0428-78-4961
担当 管理者 幡野 光一郎

2 事業者の概要

① 事業者の指定番号およびサービス提供の種類と地域

事業者名 青梅複合型ケアサービスセンター
所在地 東京都青梅市友田町5丁目533番1
提供できるサービス 看護小規模多機能型居宅介護
事業所番号 1392800106
サービスを提供する地域 青梅市内全域 羽村市

② 登録定員および通いサービス及び宿泊サービスの利用定員

複合型サービスの登録定員・・・29名
通いサービス・・・・・・・・・・18名
宿泊サービス・・・・・・・・・・9名

③ 職員の体制

- ・管理者 従業者の管理及び複合型サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- ・介護支援専門員 ご利用者のご要望に応じ、居宅介護計画及び複合型サービス計画を作成します。
- ・介護・看護職員 ご利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。
- ・機能訓練指導員 立つ、歩くという基本的な動作を出来る様に訓練する。

令和6年4月1日現在

職種	常勤	非常勤
介護支援専門員	2名（管理者・介護兼務）	0名
看護職員（准看護師含む）	3名（訪問看護ステーション兼務）	2名（訪問看護ステーション兼務1名）
理学療法士 作業療法士	2名（訪問看護ステーション兼務）	0名
介護職員	5名（管理者・ケアマネ兼務含む）	14名
歯科衛生士	0名	1名
管理栄養士	0名	1名

④ センターの設備等

定員	29名	宿泊室	9室
食堂兼機能訓練室	75㎡	相談室	1室
浴室	個別ケア浴槽	送迎車	5台

⑤ 営業日・営業時間

営業日	365日
営業時間	24時間
通い	9時～16時 (年中)
宿泊	利用開始日の16時～利用終了日の9時
訪問サービス	24時間 (看護緊急時対応)

3 提供するサービス内容

- ① 送迎 ご自宅の玄関前まで送迎いたします。
- ② 食事 季節感を取り入れた暖かい食事を提供します。
- ③ 入浴 車椅子のまま入浴出来る機械浴と、個浴があります。
- ④ 生活相談 ご自宅での介護上の悩みなどなんでもご相談下さい。

I) 通いサービス

・事業所のサービスにおいて、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の必要な援助を提供します。

- ①日常生活上の世話及び機能訓練
- ②食事の提供
- ③入浴介助
- ④居宅サービス

II) 訪問サービス

・訪問サービス実施の為に必要な備品等（水道・ガス・電気含む）は無償で使用させていただきます。

III) 看護サービス

・主治医が看護サービスの必要性を認めたものに関し、訪問看護指示書に基づき、主治医との連携調整をはかりながら看護サービスの提供を行います。

- 1) 病状・障害の観察
- 2) 入浴・清拭・洗髪など清潔の保持
- 3) 食事および排泄など日常生活の世話
- 4) 床ずれの予防・処置
- 5) リハビリテーション
- 6) ターミナルケア
- 7) 認知症利用者の看護
- 8) 療養生活や介護方法の指導
- 9) カテーテル等の管理
- 10) その他医師の指示による医療処置

IV) 宿泊サービス

・当事業所に宿泊していただき、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の援助や機能訓練を提供します。

4 料金

① 看護小規模多機能型居宅介護 利用料

■ 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

■ 地域区分別 1 単価の単価 3級地10.83円 （1割負担の場合）

複合型サービス費		単位数	費用額（10割）	利用者負担額
要介護1	1月につき	12,447	134,801	13,481
要介護2	1月につき	17,415	188,604	18,861
要介護3	1月につき	24,481	265,129	26,513
要介護4	1月につき	27,766	300,705	30,071
要介護5	1月につき	31,408	340,148	34,015
その他の加算			単位数	利用者負担額
初期加算	1日につき（30日限度）		+30	+33
認知症加算（Ⅰ）	1月につき		+920	+997
認知症加算（Ⅱ）			+890	+964
認知症加算（Ⅲ）			+760	+823
認知症加算（Ⅳ）			+460	+498
複合型退院時共同指導加算	1回（特別な場合2回）		+600	+650
緊急時対応加算	1月につき		+774	+839
専門管理加算	1月につき		+250	+271
複合型特別管理加算Ⅰ	1月につき		+500	+542
複合型特別管理加算Ⅱ			+250	+271
複合型ターミナルケア加算	1回		+2,500	+2,708
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	1月につき		+1,200	+1,300
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）			+800	+867

看護体制強化加算Ⅰ	1月につき	+3,000	3,249
看護体制強化加算Ⅱ	1月につき	+2,500	+2,708
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1月につき	+750	+813
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1月につき	+640	+694
サービス提供体制強化加算Ⅲ	1月につき	+350	+379
栄養アセスメント加算	1月につき	+50	+55
栄養改善加算	1月につき (月2回を限度)	+200	+217
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	6か月に1回を限度	+20	+22
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	6か月に1回を限度	+5	+6
口腔機能向上加算Ⅰ	1月につき (月2回を限度)	+150	+163
口腔機能向上加算Ⅱ	1月につき (月2回を限度)	+160	+174
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1月につき	+100	+109
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		+10	+11
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	1月につき	+3	+4
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	1月につき	+13	+14
排せつ支援加算Ⅰ	1月につき	+10	+11
排せつ支援加算Ⅱ	1月につき	+15	+17
排せつ支援加算Ⅲ	1月につき	+20	+22
科学的介護推進体制加算	1月につき	+40	+44
訪問体制強化加算	1月につき	+1,000	+1,083
若年性認知症利用者受入加算	1月につき	+800	+867
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の1000分の149が加算されます。		
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	総単位数の1000分の146が加算されます。		
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	総単位数の1000分の134が加算されます。		
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	総単位数の1000分の106が加算されます。		

利用料(2割負担の場合) 平成27年8月1日以降

複合型サービス費		単位数	費用額(10割)	利用者負担額
要介護1	1月につき	12,447	134,801	26,961
要介護2	1月につき	17,415	188,604	37,721
要介護3	1月につき	24,481	265,129	53,026
要介護4	1月につき	27,766	300,705	60,141
要介護5	1月につき	31,408	340,148	68,030
その他の加算			単位数	利用者負担額
初期加算	1日につき(30日限度)		+30	+65
認知症加算(Ⅰ)	1月につき		+920	+1,993
認知症加算(Ⅱ)		+890	+1,928	
認知症加算(Ⅲ)		+760	+1,646	
認知症加算(Ⅳ)		+460	+997	
複合型退院時共同指導加算	1回(特別な場合2回)		+600	+1,300
緊急時対応加算	1月につき		+774	+1,677

専門管理加算	1月につき	+250	+542
複合型特別管理加算Ⅰ	1月につき	+500	+1,083
複合型特別管理加算Ⅱ		+250	+542
複合型ターミナルケア加算	1回	+2,500	+5,415
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1月につき	+1,200	+2,600
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)		+800	+1,733
看護体制強化加算Ⅰ	1月につき	+3,000	+6,498
看護体制強化加算Ⅱ	1月につき	+2,500	+5,415
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1月につき	+750	+1,625
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1月につき	+640	+1,387
サービス提供体制強化加算Ⅲ	1月につき	+350	+758
栄養アセスメント加算	1月につき	+50	+109
栄養改善加算	1月につき (月2回を限度)	+200	+434
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	6か月に1回を限度	+20	+44
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	6か月に1回を限度	+5	+11
口腔機能向上加算Ⅰ	1月につき (月2回を限度)	+150	+325
口腔機能向上加算Ⅱ	1月につき (月2回を限度)	+160	+347
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1月につき	+100	+217
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		+10	+22
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	1月につき	+3	+7
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	1月につき	+13	+28
排せつ支援加算Ⅰ	1月につき	+10	+22
排せつ支援加算Ⅱ	1月につき	+15	+33
排せつ支援加算Ⅲ	1月につき	+20	+44
科学的介護推進体制加算	1月につき	+40	+87
訪問体制強化加算	1月につき	+1,000	+2,166
若年性認知症利用者受入加算	1月につき	+800	+1,733
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の1000分の149が加算されます。		
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	総単位数の1000分の146が加算されます。		
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	総単位数の1000分の134が加算されます。		
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	総単位数の1000分の106が加算されます。		

利用料(3割負担の場合) 平成30年8月1日以降

複合型サービス費		単位数	費用額(10割)	利用者負担額
要介護1	1月につき	12,447	134,801	40,441
要介護2	1月につき	17,415	188,604	56,582
要介護3	1月につき	24,481	265,129	79,539
要介護4	1月につき	27,766	300,705	90,212
要介護5	1月につき	31,408	340,148	102,045
その他の加算			単位数	利用者負担額

初期加算	1日につき (30日限度)	+30	+98
認知症加算 (I)	1月につき	+920	+2,989
認知症加算 (II)		+890	+2,892
認知症加算 (III)		+760	+2,469
認知症加算 (IV)		+460	+1,495
複合型退院時共同指導加算	1回 (特別な場合 2回)	+600	+1,950
複合型緊急時対応加算	1月につき	+774	+2,515
専門管理加算	1月につき	+250	+813
複合型特別管理加算 I	1月につき	+500	+1,625
複合型特別管理加算 II		+250	+813
複合型ターミナルケア加算	1回	+2,500	+8,123
総合マネジメント体制強化加算 (I)	1月につき	+1,200	+3,899
総合マネジメント体制強化加算 (II)		+800	+2,600
看護体制強化加算 I	1月につき	+3,000	+9,747
看護体制強化加算 II	1月につき	+2,500	+8,123
サービス提供体制強化加算 I	1月につき	+750	+2,437
サービス提供体制強化加算 II	1月につき	+640	+2,080
サービス提供体制強化加算 III	1月につき	+350	1,137
栄養アセスメント加算	1月につき	+50	+163
栄養改善加算	1月につき (月2回を限度)	+200	+650
口腔・栄養スクリーニング加算 I	6か月に1回を限度	+20	+65
口腔・栄養スクリーニング加算 II	6か月に1回を限度	+5	+17
口腔機能向上加算 I	1月につき (月2回を限度)	+150	+488
口腔機能向上加算 II	1月につき (月2回を限度)	+160	+520
生産性向上推進体制加算 (I)	1月につき	+100	+325
生産性向上推進体制加算 (II)		+10	+33
褥瘡マネジメント加算 I	1月につき	+3	+10
褥瘡マネジメント加算 II	1月につき	+13	+42
排せつ支援加算 I	1月につき	+10	+33
排せつ支援加算 II	1月につき	+15	+49
排せつ支援加算 III	1月につき	+20	+65
科学的介護推進体制加算	1月につき	+40	+130
訪問体制強化加算	1月につき	+1,000	+3,249
若年性認知症利用者受入加算	1月につき	+800	+2,600
介護職員処遇改善加算 (I)	総単位数の 1000 分の 149 が加算されます。		
介護職員処遇改善加算 (II)	総単位数の 1000 分の 146 が加算されます。		
介護職員処遇改善加算 (III)	総単位数の 1000 分の 134 が加算されます。		
介護職員処遇改善加算 (IV)	総単位数の 1000 分の 106 が加算されます。		

その他の費用について（介護保険適用外）

- ① 食事代 朝500円・昼950円・夕750円
- ② 宿泊代 1泊 3,500円
- ③ おやつ代（おやつ、飲み物）1回100円
※昼食利用の方は昼食代におやつ代は含まれる
- ④ 利用料金振替手数料 150円（一月につき）
- ⑤ 通常の実施地域を越える送迎・訪問をした際の交通費：1kmにつき200円

②介護保険給付対象外サービスの利用料

その他の日常生活費 利用者、またはその家族等の自由な選択に基づき通所介護等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費

入浴用品パック		1日70円 *入浴時における石鹸、シャンプー等、消耗品を持参の方は頂きません。
個別 実費	おむつ代	おむつ1枚100円、パット1枚30円
	日用品	歯ブラシ、化粧品等、個人が使用する者
	教養娯楽費	（個人を対象にしたレクリエーション必要経費） 交通費、入場料等（実費）
	医薬品費（個人が使用する物）	実費
	小銭預り管理費	30円/日

施設サービスの提供とは関係のない費用（利用者の希望による援助）

通院等送迎付き添い費（近隣）	1,000	円/回
院内付き添い費	1,800	円/1時間
個人の郵便、宅配などに係る経費	実費	
洗濯代	50	円/回
行政他、事務手続き代行（介護保険、入退所手続き他日常生活の事務代行を除く）	1,000	円/回
外部のクリーニング店利用	実費個人負担（消費税別途）	
永眠時のケア		10,000円/回

5 キャンセル料

① お客様の都合でサービス利用を中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

①利用日の前営業日午後5時までに連絡があった場合	無料
②利用日の当日午前8時30分までに連絡があった場合	食事代
③利用日の当日午前8時30分までに連絡がなかった場合	食事代

② 利用料金の支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、翌月末迄にお支払いください。

お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払方法は、口座自動引き落としの利用をお願いしています。

6 サービスの利用方法

① サービスの利用開始

まず、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、居宅介護計画および複合型サービス計画を作成して、サービスの提供を開始します。

② サービスの終了

(i) お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。なお、文書は当方で用意してありますので、必要なときはお申しつけください。

(ii) 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1カ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設等に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援および非該当（自立）と認定された場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合

④ その他

1) 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合（退職後も適用）、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が倒産した場合、お客様は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。

2) お客様が、サービス利用料金の支払いを3カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらずお支払いがない場合、またはお客様やご家族などが当社や当社のサービ

ス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合がございます。

- 3) サービス利用にあたっての事業所職員に対しての暴言・暴力(身体的・精神的)行為、性的嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為が確認できた場合

*2)、3) にいたっては、法人顧問弁護士にて対応させていただく場合があります。

7 当センターの複合型サービスの特徴等

① 運営の方針

介護保険法の主旨に従って、利用者の意思及び人格を尊重し、居宅介護支援計画及び複合型サービス計画に基づいて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援します。

基本理念 *安心、安全な介護に取り組む

* 利用者の尊厳を尊重する事に取り組む

* 心ある介護従事者の育成に取り組む

8 事故発生時の対応

- ① 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- ② 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

9 非常災害対策

サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力期間等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。非常災害に備え、年2回の避難訓練を行います。

10 緊急時の対応

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

1.1 サービス内容に関する苦情

- ① 当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○相談・苦情受付窓口担当者・・・「管理者」

青梅複合型ケアサービスセンター 0428-78-4961

- ② 当事業所以外でも受け付けています

青梅市役所 健康福祉部 介護保険課 0428-22-1111

羽村市役所 福祉健康部 社会福祉課 042-555-1111

国民健康保険団体連合会 介護保険部相談指導課
03-5326-0949

1.2 サービス利用にあたっての留意事項

- ① サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ② サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する場合があります。
- ③ 他の利用者の迷惑になる行為（喫煙、飲酒など）はご遠慮ください。
- ④ 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用者により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ⑤ 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ⑥ 事業所内で、他のご契約者様に対する執拗な宗教活動及び政治活動等をご遠慮ください。

1.3 事業者法人の概要

名称	法人種別	社会福祉法人 積善会
代表者役職・氏名		理事長 川口 睦弘
所在地		東京都青梅市長湊5丁目1421番地14
電話番号		0428-23-6776
事業内容		介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 短期入所生活介護（ショートステイ） 通所介護（東青梅デイサービスセンター） 認知症対応型通所介護（すずらん） 居宅介護支援事業所（東青梅居宅介護支援事業所） 看護小規模多機能型居宅介護 （青梅複合型ケアサービスセンター） 通所介護（友田デイサービスセンター）H28年4月閉鎖 訪問看護（訪問看護ステーション友田）

令和 年 月 日

複合型サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都青梅市友田町5丁目533番1

名称 青梅複合型ケアサービスセンター

説明者 氏名

印

私は、契約書および本書面により、事業者から複合型サービスについての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者 住所

氏名

印

代理人 住所

氏名

印

(続柄

)